

北海道開発局道路特定事業計画

平成25年3月

北海道開発局札幌開発建設部

《目 次》

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 滝川市バリアフリー基本構想【滝川駅周辺地区】の概要..... | 1 |
| 1.1. 生活関連経路の設定..... | 1 |
| 1.2. 対象となる生活関連経路等..... | 1 |
| 1.3. 生活関連施設及び生活関連経路..... | 2 |
| 1.4. 生活関連経路における移動等円滑化に関する事項..... | 3 |
| 2. 道路特定事業計画（国道） | 4 |
| 2.1. 一般国道 12 号..... | 4 |
| 2.2. 一般国道 38 号..... | 7 |
| 2.3. 一般国道 451 号..... | 10 |
| 3. 道路特定事業計画推進のための検討..... | 13 |
| 4. 資料編..... | 14 |
| 4.1. 特定事業計画の作成に伴う意向調査..... | 14 |

1. 滝川市バリアフリー基本構想【滝川駅周辺地区】の概要

平成 23 年 2 月に策定された滝川市バリアフリー基本構想【滝川駅周辺地区】の概要を以下に示す。

1.1. 生活関連経路の設定

重点整備地区内でネットワークを構成する生活関連経路は、以下のような事項を勘案して設定した。

- 旅客施設と市役所、市立病院等官公庁施設、福祉施設を最短で結ぶ骨格となる経路
- より多くの人が通行する道路種別が補助幹線以上の道路（特に主要幹線道路）
- 生活関連施設の立地状況や重点整備地区の歩行者ネットワークの実情を十分に考慮した経路

移動円滑化のための取り組みについては、重点整備地区内の施設配置、歩行者等の移動実態を考慮し、実効性・即効性の高い経路を優先して順次取り進めていくこととします。

重点整備地区内の生活関連経路以外の経路についても、必要に応じてバリアフリー化を順次進めます。

1.2. 対象となる生活関連経路等

重点整備地区内のバリアフリーに配慮した歩行者ネットワークを構成する生活関連経路の道路及びその区間は、以下のように設定した。

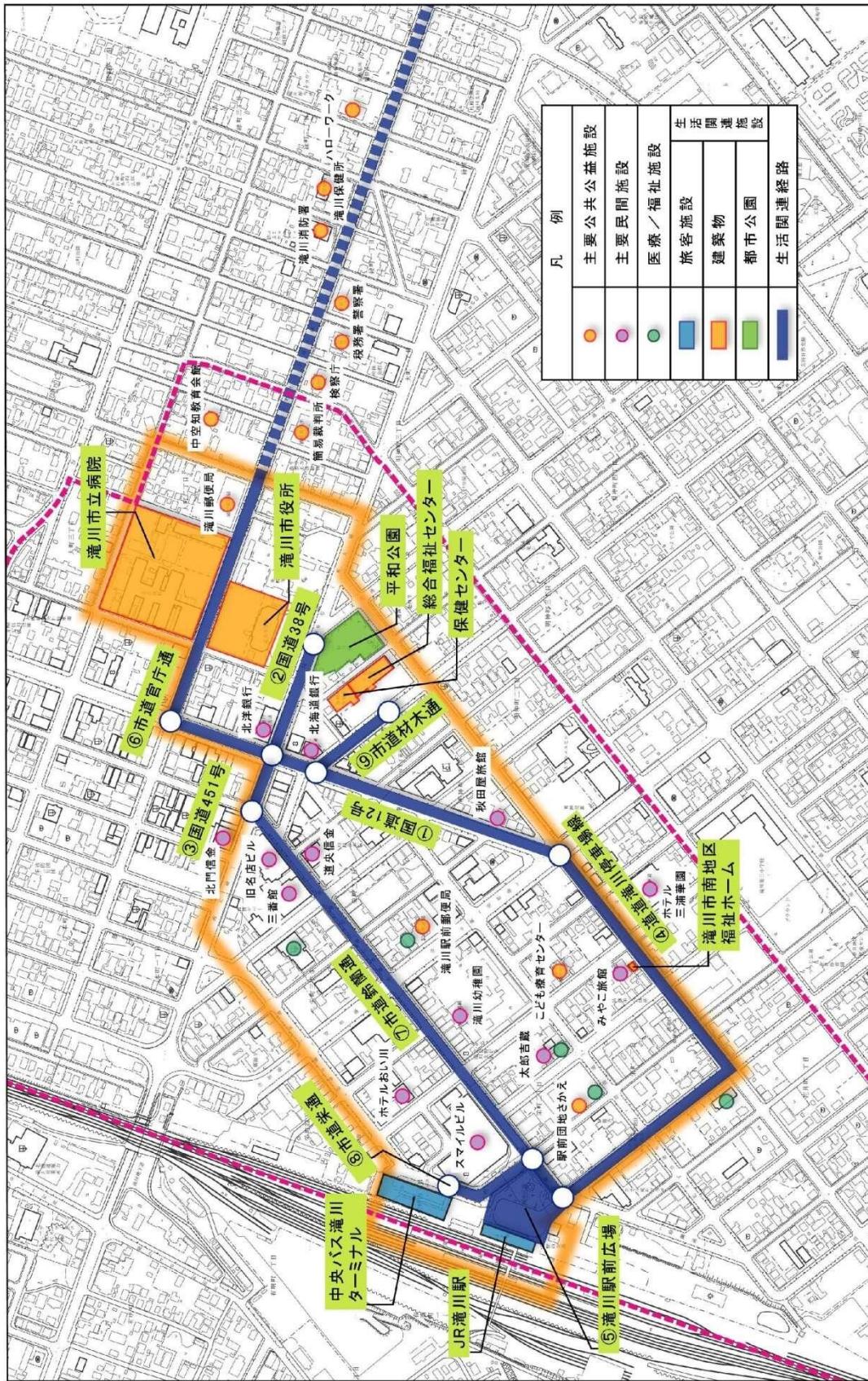
■ 生活関連経路

| 種類 | 路線名 | 区間 |
|----|-----------|--------------------|
| 国道 | ①国道 12 号 | 花月町 1 丁目～大町 2 丁目 |
| | ②国道 38 号 | 国道 12 号交点～明神町 2 丁目 |
| | ③国道 451 号 | 本町 1 丁目～国道 12 号交点 |
| 道道 | ④道道滝川停車場線 | 鈴蘭通～国道 12 号交点 |
| 市道 | ⑤滝川駅前広場 | 滝川駅前（鈴蘭通） |
| | ⑥市道官庁通 | 国道 12 号交点～大町 1 丁目 |
| | ⑦市道鈴蘭通 | 滝川駅前広場～国道 451 号交点 |
| | ⑧市道栄通 | 鈴蘭通～バスターミナル |
| | ⑨市道材木通り線 | 国道 12 号交点～明神町 1 丁目 |

1.3. 生活関連施設及び生活関連経路

重点整備地区における生活関連施設及び生活関連経路は下図に示すように設定した。

■ 生活関連施設及び生活関連経路



1.4. 生活関連経路における移動等円滑化に関する事項

設定した生活関連経路のバリアフリー化に関する整備方針を以下に示します。なお、長期的な展望を明らかにする観点から、重点整備地区内において中長期的な対応が必要な生活関連経路以外の道路も含めて、包括的に示します。

(1) 歩道の段差、傾斜、勾配等の改善

歩道の段差、傾斜、勾配等の不良箇所、路面の凹凸、波打ち等については、周辺状況を考慮しつつ維持・修繕を必要に応じて行います。また、大規模な改修を必要とするものは道路改良等の時期に合わせてバリアフリー整備を行い、高齢者や障がい者をはじめ、誰でも円滑に移動できるように改善します。

(2) 視覚障がい者誘導用ブロックの設置と改善

視覚障がい者誘導用ブロックを必要箇所に設置するとともに、必要に応じて既設ブロックの形状や色を改善します。ブロックの色については黄色を基本とし、舗装の色との対比や景観等への配慮が必要な場合は他の色を用いてブロックを明確に識別できるようにします。

(3) 冬期間における歩行環境の改善

冬期間は、積雪や路面の凍結等により、有効な歩道幅員が確保できなかったり、つるつる路面等により歩行しづらい状況となることから、適切な対策を検討します。

また、快適な歩行環境確保のためには、地域住民の協力が不可欠となることから、地域住民や商店街関係者との連携を図り、冬期対策に取り組みます。

2. 道路特定事業計画(国道)

滝川市バリアフリー基本構想【滝川駅周辺地区】及び道路の移動等円滑化整備ガイドライン（以下、ガイドライン）を踏まえた国道の道路特定事業計画を以下に示す。

2.1. 一般国道12号

(1) 事業区間の概要

- ・一般国道12号
 - ・都市計画道路 3・3・2 大通 (H3.7.9 北第1075号)
 - ・L=530m、W=27m (事業区間 花月町1丁目～大町2丁目)

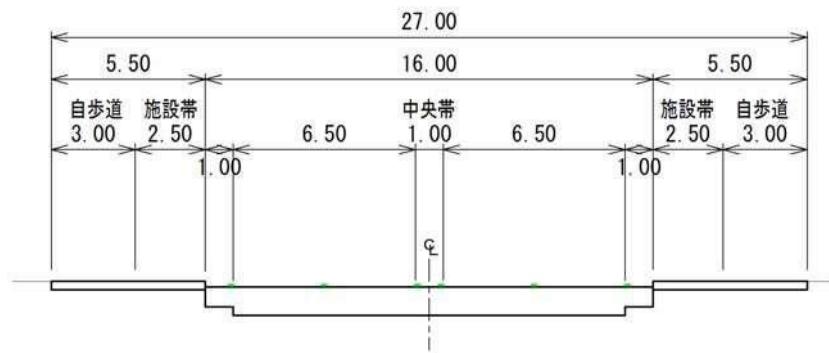


図 2.1 一般国道 12 号現況道路断面

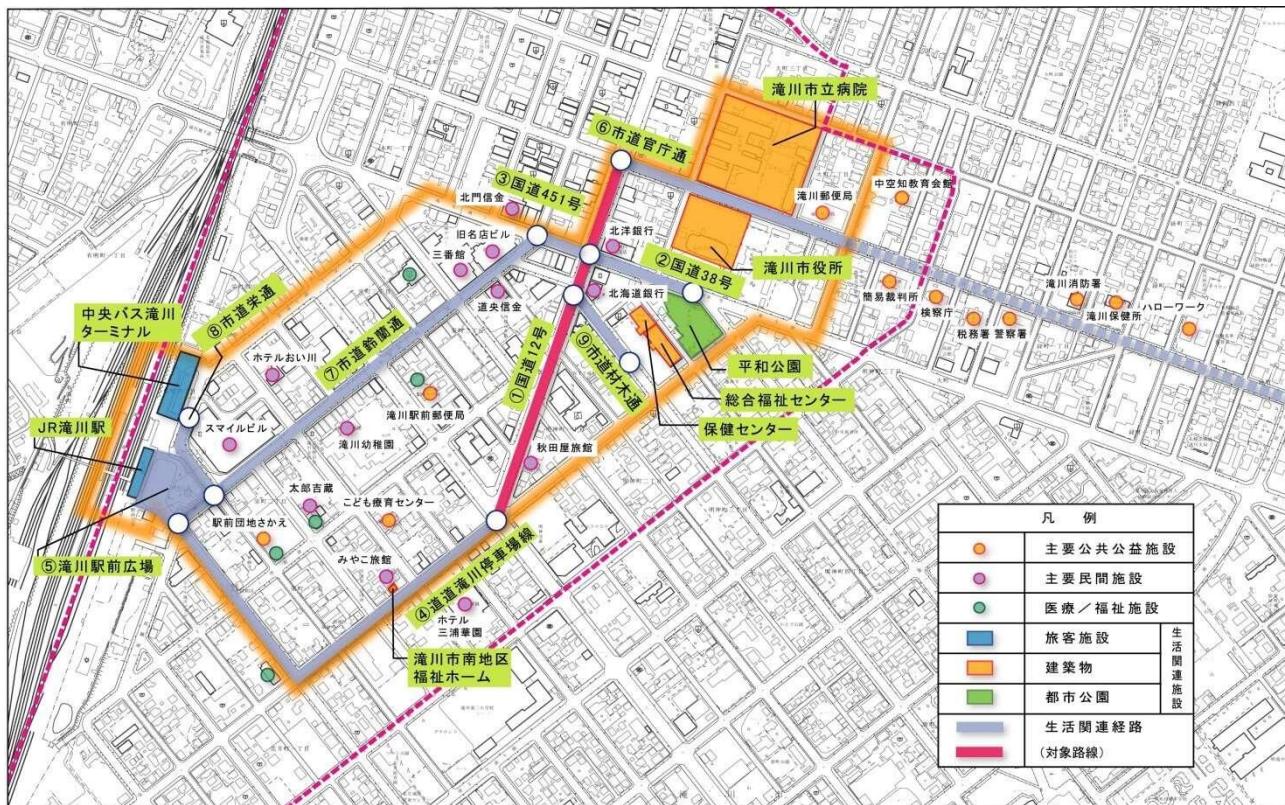
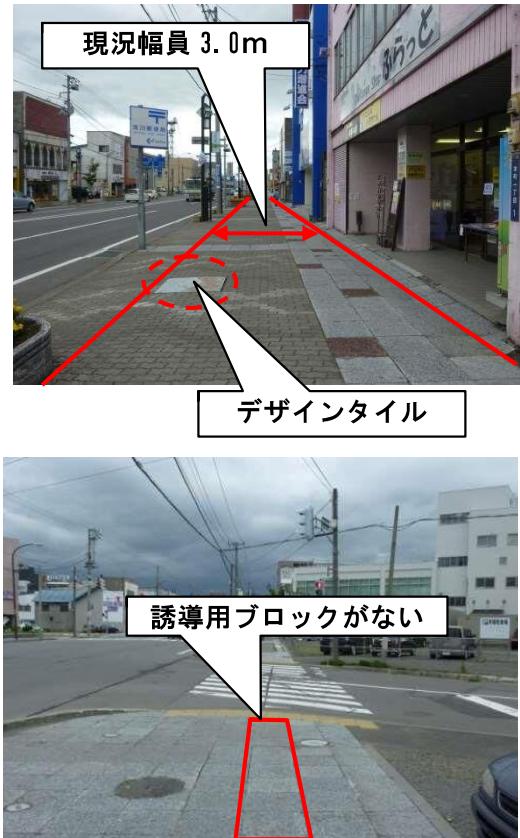


図 2.2 一般国道 12 号位置図

(2) 現況と問題点・課題

- 現況歩道の幅員は 3.0m で、自転車歩行者道の有効幅員 3.0 m 以上を確保している。
(W=5.5m、2.5mは施設帯)
- 歩道の横断勾配や交差点擦り付け部の勾配は緩やかで、高齢歩行者・車椅子等の快適な移動に配慮されている。
- 舗装がインターロッキングブロックと平板ブロック（身障者対応）であり、インターロッキングブロックの損傷による凸凹が高齢歩行者・車椅子等の快適な移動を損ねている。
- 交差点は、視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されているが、一般部も含めたネットワークが必要である。



(3) 整備方針

一般国道 12 号は、現況の問題点・課題を解決するべく、道路の移動等円滑化整備ガイドラインを踏まえ、以下のような整備方針でバリアフリー化を行う。

- 歩道構造：民地との段差ができるだけ解消し、バリアフリー化を実現するためマウントアップ方式とする。
- 有効幅員：自転車歩行者道の幅員構成として、歩行者用の有効幅員（2.0m）と自転車の通行部分（1.0m）の合計 3.0m を確保する。
- 横断勾配緩和：横断勾配は 1% 以下（やむを得ない場合は 2% 以下）、施設帯 2.5m を活用して既存の勾配をすり付ける。
- 縦断勾配緩和：横断歩道接続部のすり付け部分は縦断勾配 5% 以下（やむを得ない場合は 8% 以下）、平坦部 1.5m 程度を確保する。
- 視覚障がい者誘導用ブロック：民地境界から適切な離隔距離（基本的に 0.6m）をとって視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。また、マンホール等の支障となる構造物に関しては、各管理者と協議し、配置計画の見直し若しくは、鉄製部分の滑らない対策を行う。
- 舗装：インターロッキングブロック、平板ブロックを廃止し、排水性舗装とする。ただし、通行や排水に支障のない箇所の舗装は既存の平板ブロックを有効活用する。
- デザインタイル：既設のデザインタイルは、歩行者の通行や視覚障がい者誘導用ブロックに支障のある場合は移設する。

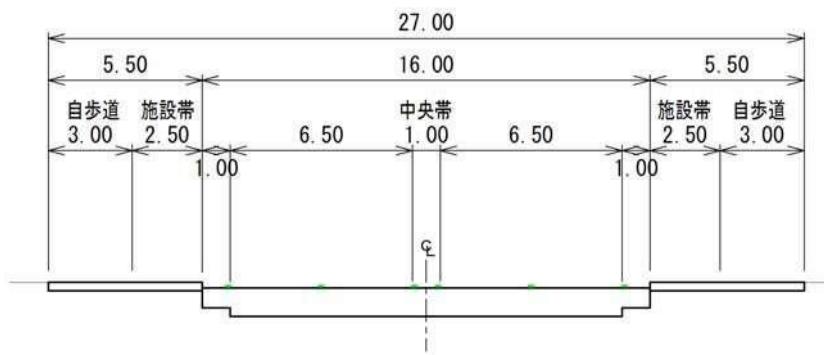


図 2.3 一般国道 12 号計画標準断面

(4) 事業計画

一般国道 12 号の道路特定事業計画は下表の通りである。

表 2.1 一般国道 12 号の特定事業計画

| 路線名 | 事業の内容 | 事業量 | 事業予定期間 | |
|-----------|-------------------------|----------|----------|----------|
| | | | 着手 | 完了 |
| 一般国道 12 号 | 舗装改善、横断勾配緩和、段差解消、縦断勾配緩和 | 530m × 2 | 平成 25 年度 | 平成 27 年度 |
| | 視覚障がい者誘導用ブロック設置 | 530m × 2 | 平成 25 年度 | 平成 27 年度 |

2.2. 一般国道38号

(1) 事業区間の概要

- ・一般国道38号
- ・都市計画道路 3・3・5 東大通 (H6.6.3 北第869号)
- ・L=175m、W=22m
- (事業区間 国道12号交点～明神町2丁目)

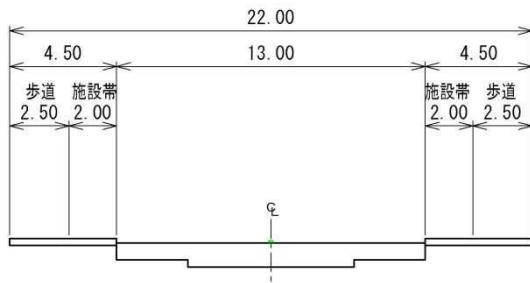


図 2.4 一般国道38号現況道路断面

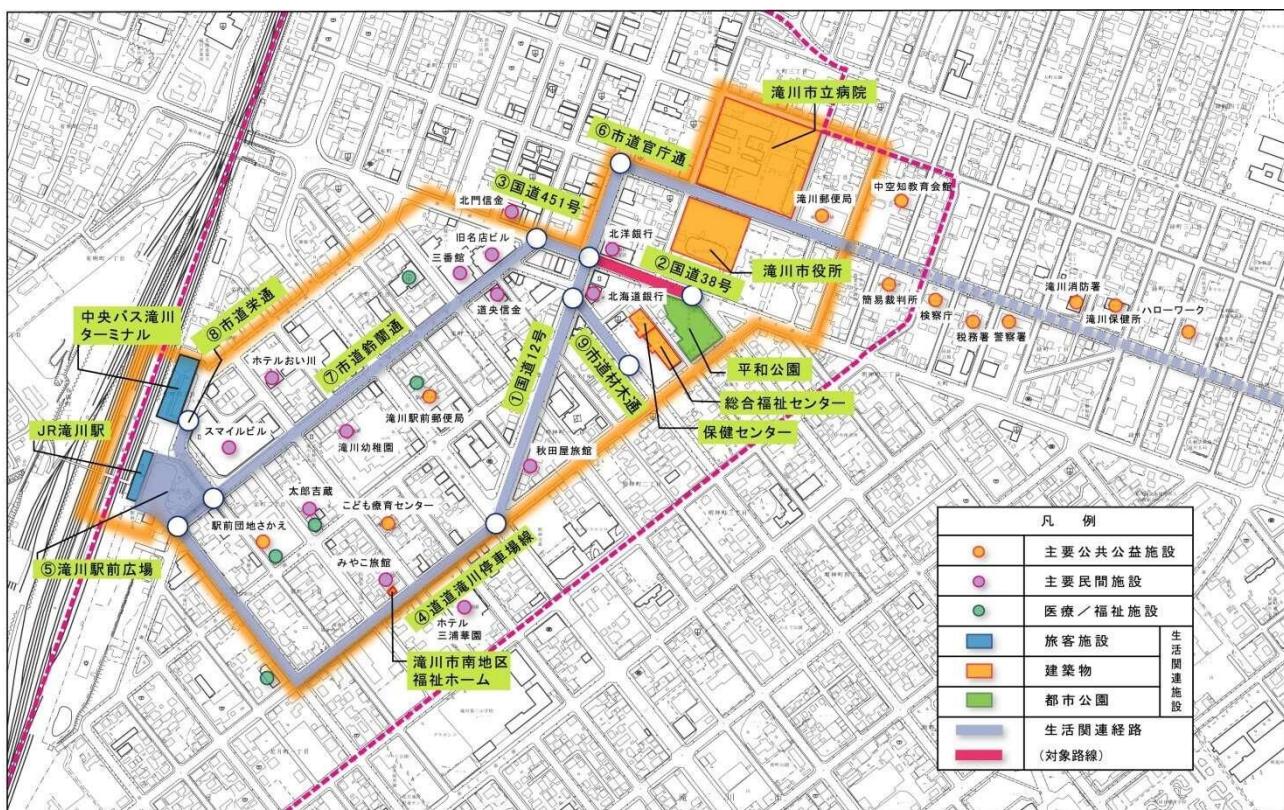


図 2.5 一般国道38号位置図

(2) 現況の問題点・課題

- 現況歩道の幅員は2.5mで、歩道の有効幅員2.0m以上を確保している。
- 歩道の横断勾配や交差点擦り付け部の勾配は、緩やかで高齢歩行者・車椅子等の快適な移動に配慮されている。ただし、一部区間の横断勾配や交差点擦り付け部は、急な勾配となっており、高齢歩行者・車椅子等の快適な移動を損ねている。
- 舗装がインターロッキングブロックと平板ブロック（身障者対応）であり、インターロッキングブロックの損傷による凸凹が高齢歩行者・車椅子等の快適な移動を損ねている。
- 交差点は、視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されているが、一般部も含めたネットワークが必要である。



(3) 整備方針

一般国道38号は、現況の問題点・課題を解決するべく、道路の移動等円滑化整備ガイドラインを踏まえ、以下のような整備方針でバリアフリー化を行う。

- 歩道構造：民地との段差ができるだけ解消し、バリアフリー化を実現するためマウントアップ方式とする。
- 有効幅員：有効幅員は2.0m以上を確保する。
- 横断勾配緩和：横断勾配は1%以下（やむを得ない場合は2%以下）、施設帯2.0mを活用して既存の勾配をすり付ける。
- 縦断勾配緩和：横断歩道接続部のすり付け部分は縦断勾配5%以下（やむを得ない場合は8%以下）、平坦部1.5m程度を確保する。
- 視覚障がい者誘導用ブロック：民地境界から適切な離隔距離（基本的に0.6m）をとつて視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。また、マンホール等の支障となる構造物に関しては、各管理者と協議し、配置計画の見直し若しくは、鉄製部分の滑らない対策を行う。
- 舗装：インターロッキングブロック、平板ブロックを廃止し、排水性舗装とする。ただし、通行や排水に支障のない箇所の舗装は既存の平板ブロックを有効活用する。

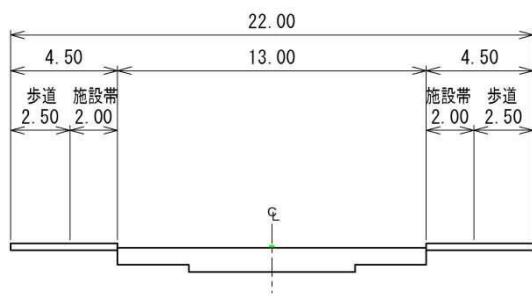


図 2.6 一般国道 38 号計画標準断面

(4) 事業計画

一般国道 38 号の道路特定事業計画は下表の通りである。

表 2.2 一般国道 38 号の特定事業計画

| 路線名 | 事業の内容 | 事業量 | 事業予定期間 | |
|-----------|-------------------------|----------|----------|----------|
| | | | 着手 | 完了 |
| 一般国道 38 号 | 舗装改善、横断勾配緩和、段差解消、縦断勾配緩和 | 175m × 2 | 平成 25 年度 | 平成 27 年度 |
| | 視覚障がい者誘導用ブロック設置 | 175m × 2 | 平成 25 年度 | 平成 27 年度 |

2.3. 一般国道451号

(1) 事業区間の概要

- ・一般国道451号
 - ・都市計画道路 3・4・6 西大通 (S57.3.4 北第360号)
 - ・L=90m、W=21.5m
(事業区間 本町1丁目～国道12号交点)

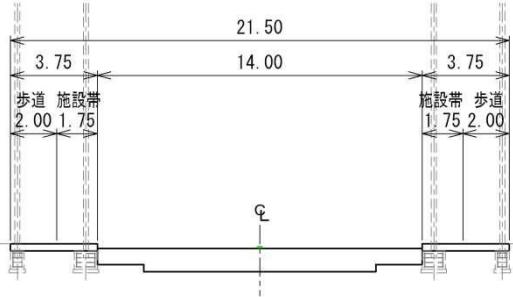


図 2.7 一般国道451号現況道路断面

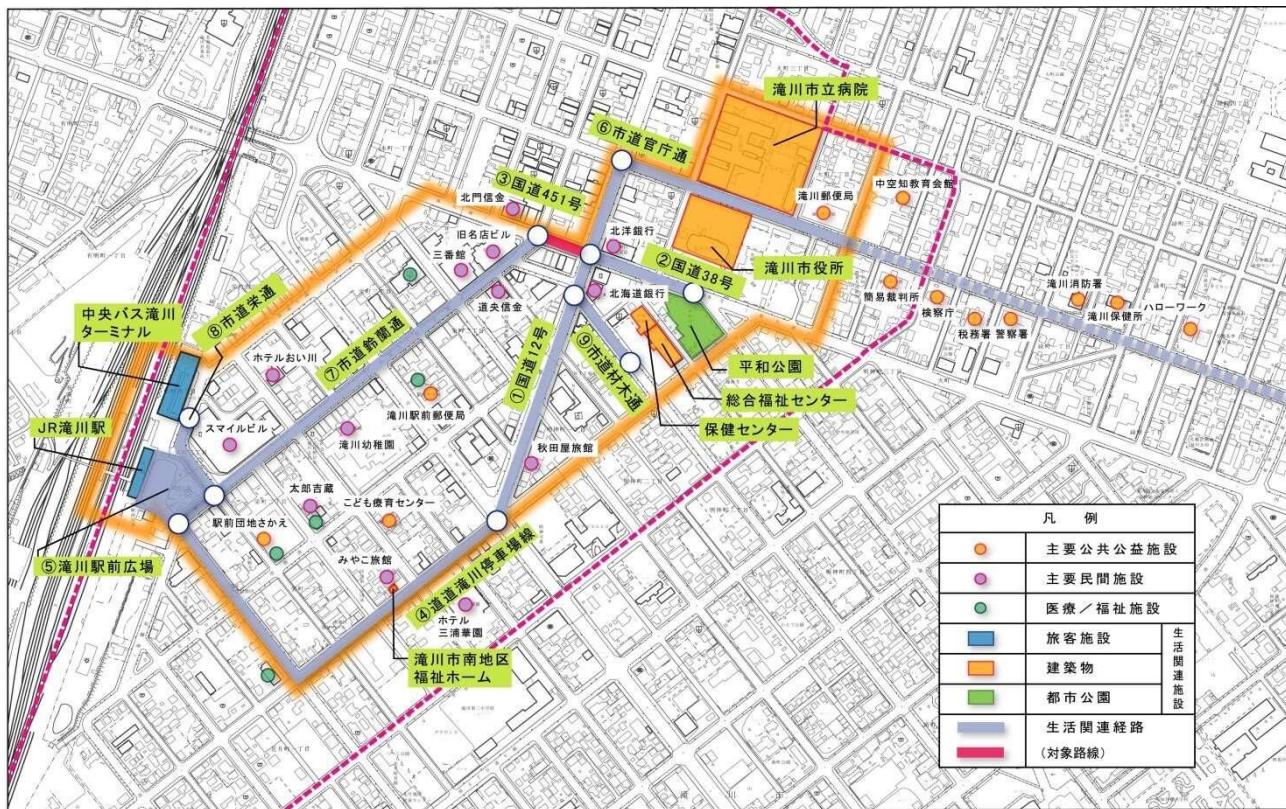
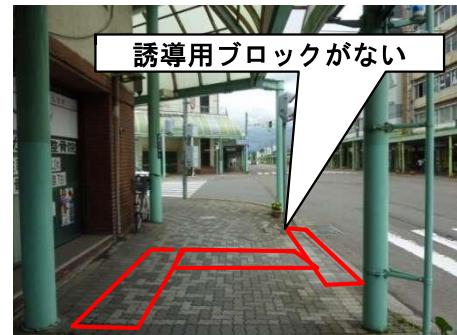


図 2.8 一般国道451号位置図

(2) 現況の問題点・課題

- 現況歩道の幅員は2.0mで、歩道の有効幅員2.0m以上を確保している。
- 歩道の横断勾配や交差点擦り付け部の急な勾配は、高齢歩行者・車椅子等の快適な移動を損ねている。
- 舗装がインターロッキングブロックであり、インターロッキングブロックの損傷による凸凹が高齢歩行者・車椅子等の快適な移動を損ねている。
- 交差点は、視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されておらず、一般部も含めたネットワークが必要である。



(3) 整備方針

一般国道451号は、現況の問題点・課題を解決するべく、道路の移動等円滑化整備ガイドラインを踏まえ、以下のような整備方針でバリアフリー化を行う。

- 歩道構造：民地との段差ができるだけ解消し、バリアフリー化を実現するためマウントアップ方式とする。
- 有効幅員：有効幅員は2.0m以上確保する。
- 横断勾配緩和：横断勾配は1%以下（やむを得ない場合は2%以下）、施設帯1.75mを活用して既存の勾配をすり付ける。
- 縦断勾配緩和：横断歩道接続部のすり付け部分は縦断勾配5%以下（やむを得ない場合は8%以下）、平坦部1.5m程度を可能な限り確保する。
- 視覚障がい者誘導用ブロック：アーケードの柱を避けるなど、民地境界から適切な離隔距離1.0m（アーケードの支柱から60cm）をとって視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。
- 舗装：インターロッキングブロックを廃止し、排水性舗装とする。ただし、通行や排水に支障のない箇所の舗装は既存のインターロッキングブロックを有効活用する。
- デザインタイル：既設のデザインタイルは、歩行者の通行や視覚障がい者誘導用ブロックに支障のある場合は移設する。

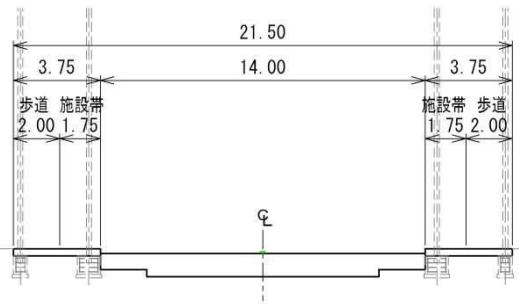


図 2.9 一般国道 451 号の計画標準断面

(4) 事業計画

一般国道 451 号の道路特定事業計画は下表の通りである。

表 2.3 一般国道 451 号の特定事業計画

| 路線名 | 事業の内容 | 事業量 | 事業予定期間 | |
|---------------|-----------------------------|---------|----------|----------|
| | | | 着手 | 完了 |
| 一般国道 451 号 | 舗装改善、横断勾配緩和、段差解消、 縦断勾配緩和 | 90m × 2 | 平成 25 年度 | 平成 27 年度 |
| | 視覚障がい者誘導用ブロック設置 | 90m × 2 | 平成 25 年度 | 平成 27 年度 |

3. 道路特定事業計画推進のための検討

生活関連経路である国道のバリアフリー化実現のため、ハード（沿道宅地・建物の権利者との調整による緩やかな勾配の確保、特定建築物所有者等のバリアフリー整備、適正な駐車場・駐輪場の整備等）、ソフト（交通安全特定事業計画の調整、冬期間の移動円滑化の確保、特定建築物所有者等の高齢者・障がい者への配慮、違法駐車・駐輪の啓発等）の計画推進の取り組みが必要である。

(1) ハード対策

- ・道路の勾配緩和などのバリアフリー化を図るため、商店、利便施設など沿道宅地・建物等の権利者との調整を行い、民有地側でも移動しやすさを実現する必要がある。
- ・滝川市内におけるバリアフリーの実現のために、あらゆる公共的な空間の移動円滑化が必要であり、駅、市役所、福祉施設、大型商業施設等、公園、駐車場等の特定建築物の敷地や建物内においてもバリアフリー対策が必要である。

(2) ソフト対策

- ・視認しやすい道路標識及び道路標示、音響機能付き信号機の設置、歩行者用青信号時間の設定など交通安全関係のバリアフリー化を行うため、交通安全管理者と、交通安全特定事業計画策定のための調整が必要である。
- ・多雪地域にある滝川市において冬期間の移動円滑化は重要であり、流雪溝の積極的な活用による生活関連経路やバス停留所での除排雪の充実、地域協働によるつるつる路面対策の砂まきなどの取り組みを行う必要がある。
- ・違法駐輪や路上看板の設置による有効幅員の阻害をなくすため、行政と市民が協働することにより、有効幅員確保の対策を進める必要がある。

4. 資料編

4.1. 特定事業計画の作成に伴う意向調査

日 時：平成24年11月15日（木）9:00～12:00

場 所：滝川市役所 8階大会議室及び現場立会

出席者（市民）

| 団体及び事業者 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|---------------------------------------|----------------------|-------|----|
| 社会福祉法人 滝川社会福祉協議会 滝川障がい者団体連絡協議会 | 会長 | 椿坂幸夫 | |
| | 会長 | 左京信二 | |
| | 事務局長 | 富井令子 | |
| | 滝川身体障がい者福祉協会 事務局長 | 川口きよ子 | |
| | 滝川身体障がい者福祉協会 次長 | 中川光一 | |
| 滝川老人クラブ連合会 | 会長 | 平沢一義 | |
| | 副会長 | 宮田正則 | |
| 滝川市町内会連合会協議会 | 会長 | 岩田兼一 | |

出席者（事業関係者）

| 団体及び事業者 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|------------------------------|--------|-------|----|
| 北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所 | 計画課長 | 寺岡伸幸 | |
| | 第2計画係長 | 米山康裕 | |
| | 開発専門職 | 田中正善 | |
| 北海道札幌建設管理部滝川出張所 | 道路第1係長 | 渡邊裕彰 | |
| | 技師 | 斎藤晃一 | |
| 滝川市建設部土木課都市計画室 | 室長 | 千葉 豊 | |
| | 副主幹 | 湯浅芳和 | |
| | 技師 | 内田喜大 | |
| 滝川市建設部土木課 | 主任 | 遠藤友樹弘 | |

<議事概要> (○は主な意見)

会議室での国道の事業説明の後、現場立会があった。主な意見は以下のとおり。



1. 一般国道12号

国道12号にて排水性舗装、視覚障がい者誘導用ブロックの横断位置、について説明した。

○デザインスタイルは視覚障がい者誘導用ブロックの邪魔にならない位置に移設して整備して欲しい。



2. 一般国道38号

一般国道38号（市役所前）にてマウントアップ方式、視覚障がい者誘導用ブロックの横断位置について説明した。



3. 一般国道451号

一般国道451号にて縦断勾配、横断勾配、アーケードの支柱との関係、視覚障がい者誘導用ブロックの横断位置について説明した。

○視覚障がい者誘導用ブロックの位置は出来る限り民地境界側に寄せた方が好ましいため、敷地境界から1m（アーケードの支柱から60cm）で設計する。

○視覚障がい者誘導用ブロックの設置箇所には、恐らく支障となる樹が出てくる。特に鉄の部分は滑るため、滑らない様な対策を検討されたい。

